

# 地域生活支援拠点等の整備の 進め方について

熊本市 障がい保健福祉課

## 地域生活支援拠点等の整備とは...

障がい児者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための5つの機能（相談支援、体験の機会・場の提供、緊急時の受入・対応、地域の体制づくり、専門性の確保）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築すること。



国の基本方針に基づいて策定している第5期熊本市障がい福祉計画等の中で、令和2年度末までに地域生活支援拠点等の整備を行うことを明記



本市の地域生活支援拠点等の整備にあたっては、地域の関係機関が機能を分担して面的な支援を行う体制を目指し、令和2年度末までに熊本市障がい者自立支援協議会において必要な機能の検討を行います。

また、熊本市が業務を委託する障がい者相談支援センターを地域生活支援拠点の中核として位置づけ、地域の関係機関等との連携強化に向けた取組み等を推進します。

# 拠点等の必要な機能

拠点等の整備に当たっては、支援困難な障がい児者の受け入れを前提として、既に地域にある機能を含め、原則、次の5つの機能全てを備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の判断は最終的に市町村が行うもの。

## < 必要な機能 >

相談支援

地域の体制づくり

緊急時の受け入れ・対応

体験の機会・場の確保

専門的人材の確保・養成

## 相談支援

障がい者相談支援センター（圏域単位）

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援事業とともに地域定着支援を活用してコーディネーターを配置し、緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握・登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネートや相談その他必要な支援を行う機能

### 【対応状況】

- ・障がい者相談支援センターを市内に9ヵ所設置。
- ・センター内に相談支援機能強化員を1名ずつ配置するなど、緊急時を含めた地域での困難ケースへの対応やその他の支援を行っている。
- ・各区内での相談支援の充実に向けた円滑な連絡協力体制の確立するために、障がい福祉ネットワーク会議を開催する。

基幹相談支援センター、委託相談支援事業、特定相談支援、一般相談支援等を活用してコーディネーターを配置し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

### 【対応状況】

- ・平成30年度からモデル事業として、障がい者相談支援センターの1カ所に地域支援員を1名配置し、地域の様々なニーズに対応できるように、地域におけるネットワークの構築等に取り組む地域支援事業を実施。
- ・令和3年度から障がい者相談支援センターにおいて地域支援事業の実施を予定しており、これまでの取り組みを市全域に広げていくことで、センターを中心とした地域の体制づくりを進めていく。
- ・モデル事業として取り組んできた地域支援事業の進め方等について、他のセンターにも反映させていく。

## 【地域支援事業とは】

### 地域における障がい福祉に関する各種情報の収集・提供及び様々な関係機関とのネットワークの構築

- ・ 地域で活用可能な機関や団体及び社会資源の把握
- ・ 民生委員・児童委員、その他地域の関係機関との連携強化
- ・ 地域包括支援センター（ささえりあ）との連携強化
- ・ 支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる

#### < 地域の関係機関との連携 >

- ・ 高齢者支援センターささえりあ ・ 校区社協 ・ 校区自治会
- ・ 学校（小・中・高・大学・専門学校等） ・ 民生委員
- ・ ボランティアグループ、NPO、当事者団体 など

#### < 区役所との連携 >

- ・ まちづくりセンター ・ 校区保健師

## **地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進に向けた取り組み**

- ・ 障害者差別解消法に関する周知及び啓発活動の実施
- ・ 障がい者理解（障がい者サポーター制度等）に関する広報及び啓発活動、研修等の実施
- ・ 障がい福祉サービスの周知や虐待防止に関する啓発の実施

## **災害時における障がい者への支援体制の構築に関すること**

- ・ 災害発生に備えた地域の関係機関と連携した障がい者への支援体制構築に向けた取り組みの実施
- ・ 災害時の緊急対応（安否確認等）

## **地域生活支援拠点の設置に向けた各種取り組み**

区を基本とする地域において、障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートの実施

短期入所を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、介護者の急病や障害者の状態変化等の緊急時の受け入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

### 【対応状況】

- ・ 虐待対応時の一時避難や介護者の急病時など緊急の受け入れ先を探す場合には、受け入れ可能な施設を人海戦術で探している状況。
- ・ 受け入れ可能な施設等を整理するため、障がい者支援施設や短期入所事業所に対して、アンケート調査を実施予定。

受け入れ可能な施設と事前に協定を結ぶことで必要な対応ができるようになる。

### （課題）

- ・ 緊急時に受け入れ可能な施設の確保。
- ・ 受け入れに対する対価（人件費その他）の予算確保。
- ・ 受け入れ施設の空き情報の収集。

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を提供する機能

### 【対応状況】

- ・共同生活援助等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会や場については、現時点では確保できていない。（個別で対応しているケースはある）
- ・対応可能な施設等を整理するため、グループホームに対してアンケート調査を実施予定。

### （課題）

- ・受け入れ可能なグループホームの確保。
- ・体験利用加算の活用。
- ・受け入れ施設の空き情報の収集。

## 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者や行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や、専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

### 【対応状況】

- ・ 様々な分野においてこれまでも研修等を行いながら、人材育成を行っているところである。

医療的ケア児等コーディネーターの養成等、今後も研修等を通じてサービスに携わる職員の質の向上を図っていく必要がある。

### （課題）

- ・ 福祉人材の確保。
- ・ 多職種連携の強化を図り、緊急時の対応や備えについて、医療機関との連携も含め、各機能を有機的に組み合わせ、地域全体で支援する協力体制の構築が必要。

# 整備の判断及び整備後の運営

## (1) 整備がなされたかの判断

原則5つの機能を全て備えることとするが、地域の実情を踏まえ、必要な機能の内容の充足の程度は最終的に市町村が判断する。国や県への報告は不要。

なお、整備方針の検討にあたっては、協議会等を活用。

## (2) 整備後の運営

必要な機能が適切に実施されているかどうか、定期的に又は必要な時に協議会等の場を活用して、拠点等の運営に必要な機能の実施状況を把握する。

拠点等を運営することに対し、新たな報酬が得られるものではなく、各施設等が提供した障害福祉サービスに支払われる介護給付費等により、社会福祉法人等が運営を行う。

(参考) 地域生活支援拠点等に関連する加算

- ・相談機能の強化  
地域生活支援拠点等相談強化加算【新設】
- ・緊急時の受入れ・対応の機能の強化  
緊急短期入所受入加算【見直し】
- ・体験の機会・場の機能の強化  
体験利用支援加算【見直し】、体験宿泊支援加算【新設】
- ・専門的人材の確保・養成の機能の強化  
重度障害者支援加算【新設】
- ・地域の体制づくりの機能の強化  
地域体制強化共同支援加算【新設】

## 障がい者地域支援事業の活動実績について（平成30年度・令和元年度）

### （１）地域における障がい福祉に関する各種情報の収集・提供及び様々な関係機関とのネットワークの構築に関すること。

地域で活用可能な機関や団体及び社会資源の把握を行い、地域課題を含めて整理する。

< 目標 >

圏域内の課題を整理した社会資源の一覧表を作成し、活用できるようにする。

- ・中央区障がい福祉ネットワーク会議、相談支援部会を通して他事業所との情報交換
- ・中央２圏域の社会資源等についての整理を行った
- ・中央区生活支援コーディネーター連絡会を通して中央２圏域の地域事情について情報交換
- ・水前寺活性化プロジェクトチーム会議を通して砂取校区・出水校区の各種団体と情報交換

地域包括支援センターや民生委員・児童委員、その他地域の関係機関との連携を図る。

< 目標 >

圏域内の関係機関との連携体制を構築する。

- ・中央区まちづくりセンターとの情報交換
- ・中央区地域包括支援センター（ささえりあ）との情報共有、意見交換
- ・帯山西校区１町内自治会との情報交換
- ・帯山西校区全町内自治会長と関係づくり
- ・市社会福祉協議会中央区事務所との関係づくり
  - ６校区（白川・大江・白山・託麻原・帯山・帯山西）３日会への挨拶
  - ３校区（砂取・出水・出水南）２５日会への挨拶
- ・虐待防止ネットワーク会議（ウィズ・おびやま３９会）年４回開催（帯山・帯山西・託麻原校区）
- ・大江・白川・白山校区社会福祉協議会との関係づくり
- ・NPO法人でんでん虫の会と関係づくり
- ・託麻原サロン大交流会参加、住民や関係機関と意見交換

支援を必要とする障がい者を見出し、相談や適切な支援に繋げる。

< 目標 >

支援を必要とする障がい者もしくは障がいの疑いのある方などへの訪問を行い、適切な支援に繋げる。

【アウトリーチ件数（H31）50件 を通じて支援に繋がったケースの件数。】

- ・中央2圏域の校区社協長、自治会長、民児協会長へ地域支援事業の説明並びに協力依頼
- ・常山・常山西・託麻原校区の民児協議会にて障がい福祉に関する情報提供・相談受付
- ・子ども食堂との関係づくり、ひとり親家庭・不登校・ひきこもりの方へのアプローチを検討
- ・中央区包括支援センターはじめ各関係機関・団体からの新規相談受付及び地域ケア会議での情報共有

	H30年度	R1年度
地域・関係機関からの新規相談受付	49件	51件
アウトリーチ	7件	25件

相談内容	H30年度延べ件数	R1年度延べ件数
福祉サービス利用について	4件	17件
支援方法についてのアドバイス	16件	18件
当事者とのコンタクト困難	10件	5件
ひきこもりへの対応	6件	12件
周囲への迷惑行為	4件	4件
その他	11件	4件

(2) 地域における障がい者差別の解消や障がい者理解の促進に向けた取り組みに関すること。

障害者差別解消法に関する周知及び啓発活動を実施する。

障がい者サポーター制度等を活用した障がい者理解に関する周知や研修開催等の啓発活動を実施する。

< 目標 >

- ・圏域内の町内自治会等の会議等へ参加し、地域での研修に繋げる。【地域での研修実施：1校区あたり2回以上（H31）】
- ・圏域内にある全ての小中学校での理解促進に向けた取り組みを実施する。【学校への理解促進の取り組み：各校1回（H31）】

- ・広報誌を年5回発行  
帯山・帯山西・託麻原校区民児協議会にて配布、帯山西校区全町内へ回覧
- ・R1年9月 広報誌『帯山西校区社協だより』にて紹介文掲載  
帯山西校区全世帯（4,111件）配布
- ・帯山西校区地域行事へ参加、啓発活動を含めた地域交流を図る  
H30年帯山西校区体育祭応援・参加、帯西まつり展示・出店、R1年帯西まつり展示
- ・熊本YMCA学院東部センターそうめん流し（H30年手伝い、R1年企画・運営）
- ・託麻原校区地域住民の交流会「つながるcafe」に参加、啓発活動を含めた地域交流
- ・中央5地域包括支援センター（ささえりあ水前寺）圏域において地域の多世代交流の場  
「ごちゃカフェ」毎月1回開催
- ・包括支援センター主催認知症サポーター養成講座参加、啓発活動を含め学校との交流  
桜山中学校（H31）、託麻原小学校（H30、R1）、帯山西小学校（R1）、帯山小学校（R1）
- ・ウィズ障がい者理解セミナー（障がい者サポーター研修含む）案内  
熊本学園大学、九州ルーテル学院大学、熊本YMCA学院、志誠館、帯山西小学校、託麻原小学校、帯山小学校、中央区包括支援センター
- ・各種団体と啓発活動、地域交流イベントに関する意見交換  
逢桜の里、はーとアラウンドくまもと、オモロキ協働舎、SOCIAL SQUARE、NPO法人KP5000、熊本市手をつなぐ育成会、ピアサポーター、子育てネットワーク縁側moyai

( 3 ) 災害時における障がい者への支援体制の構築に関すること。

災害発生に備え、校区防災連絡会議等への出席、避難訓練への連携・協力等、地域の関係機関と連携した障がい者への支援体制構築に向けた取り組みを行う

< 目標 >

- ・ 校区防災連絡会議へ出席し、災害発生時の連絡体制や役割分担等について確認する。
- ・ 民生委員や校区自治会と連携し、圏域内の障がい者への災害時要援護者避難支援制度の普及、登録を目指す。

- ・ 帯山西校区防災訓練行事参加（毎年1回）
- ・ 中央区まちづくりセンターと情報交換
- ・ 託麻原校区社協行動計画策定会議に参加、意見交換

( 4 ) 地域生活支援拠点の設置に向けた各種取り組みに関すること。

熊本市障がい者相談支援センターを将来、地域生活支援拠点（平成32年度までに設置）の中核として位置づけるにあたり、区を基本とする地域において障害福祉サービス事業所等をはじめとする地域の社会資源の円滑な活用に向けたコーディネートを行う。

- ・ H30年度 障がい者自立支援協議会相談支援部会に拠点整備班を設置、熊本市の緊急時の受入れ・対応や相談支援機能について現状確認、課題・対応策について検討、整理した。
- ・ 地域で活用可能な社会資源や高齢者福祉部門での取り組みについて、ささえりあからの情報収集を行っていく。